

【NEWS RELEASE】

2026 年 7 月 28 日

各 位

株式会社三井住友銀行

企業価値担保権を活用した融資商品の取扱い開始について

株式会社三井住友銀行（頭取 CEO：福留 朗裕、以下、「三井住友銀行」）は、2026 年 5 月 25 日に施行された事業性融資の推進等に関する法律（以下、「事業性融資推進法」）に基づき、企業価値担保権を活用した融資商品（以下、「本商品」）の取扱いを開始いたしました。

近年、スタートアップをはじめとする新たな産業の創出を担う企業の資金調達ニーズが拡大・多様化しており、金融機関には、技術力や人的資本等も踏まえ、事業の将来性を適切に評価した資金支援が求められております。こうした中、不動産担保や経営者保証に過度に依存せず、事業の将来性に着目した融資を後押しするとともに、事業の継続・発展に必要な資金調達の円滑化を図ることを目的に、企業価値担保権が創設されました。

三井住友銀行は、企業価値担保権の創設を機に、お客さまに対し、新たな資金調達の選択肢をご提供すべく、本商品を開発いたしました。また、お客さまの事業性への深い理解に基づく長期的な関係性を構築するため、本商品による融資の検討から実行後の伴走支援まで、営業担当部署と本部の専門部署が連携する体制を整備しております。

三井住友銀行は、今後もお客さまの様々な資金調達ニーズにお応えしていくため、企業価値担保権を適切に活用し、お客さまの事業の強みや将来性に着目した融資を通じて、新たな産業の創出や日本の成長に貢献してまいります。

以 上